

広島県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）及び広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号）に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成27年6月22日

広島県警察本部長 宮 園 司 史

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
一般財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで